

大田区立新蒲田保育園 運營業務委託プロポーザル募集要項

大田区 こども未来部

保育サービス課

令和7年10月

I はじめに

区は、大田区立新蒲田保育園を平成 20 年 4 月に民営化して以降、同一敷地内で実施する地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）とあわせ、公設民営園として同園の運営業務を委託してきました。

このたび、令和 8 年 3 月 31 日に同運営業務委託の期間が満了することに伴い、新たな運営事業者の募集・選定を行います。本業務の委託先選定にあたっては、現在の保育水準を維持・向上させながら、地域の子育て支援の拠点としての役割も担える事業者を求めています。そのため、社会福祉事業への深い理解と使命感を持ち、保育園運営の豊富な実績を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定いたします。

II 建物の概要

施 設 名	新蒲田保育園
所 在 地	大田区新蒲田一丁目 18 番 16 号
竣 工 年 月 日	令和 4 年 2 月
構 造	鉄骨造 地上 2 階建
面 積	保育所延床面積 1,462.91 m ² (※1)
付 帯 設 備	屋外園庭(197.87 m ²)、学校 110 番、玄関扉電気錠
沿 革	昭和 45 年 12 月 区立新蒲田保育園 開所 平成 20 年 4 月 区立民営方式(※2)により運営開始 令和 4 年 2 月 建物建替え工事 完了
備 考	保育園建物は新蒲田区民活動施設(鉄骨造地上4階地下2階、総面積 4,080.72 m ²)に併設

※1 施設見学時にレイアウト図をお渡しますが、セキュリティの関係上、事前配付及び閲覧は行いません。

※2 区の民営化手法のひとつであり、区が民間に運営業務を委託する（業務委託）方式。区から民間へ土地、建物を有償貸与し、私立保育園として運営する民立民営方式とは異なります。

Ⅲ 委託内容

1 保育園運営業務

(1) 現在の運営方針

目 的	児童福祉法及びその他関係法令等に基づいて、保育を必要とする乳児及び幼児のために最善の利益を考慮した保育を行い、こどもの人権を尊重し、家庭と力を合わせて健やかな育ちを支援する。
大田区の保育目標	こどもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。
運営及び保育方針	<基本理念> (1) こどもたちの育ちを支えます。 (2) 保護者の子育てを支えます。 (3) こどもと子育てにやさしい社会を作るために積極的に地域に関わる努力をします。 <運営及び保育方針> (1) 安全で衛生的な環境の下で、保育士との関わりを通して安心して生活できる保育を心がけます。 (2) 基本的な生活習慣を養い、心身の成長を支え、意欲的に生活できる力を育てます。 (3) 身近な自然や事象との関わり、豊かな感性を育む保育を心がけます。 (4) 戸外で身体を充分動かして遊ぶ心地よさを味わいながら、身体能力を育てていきます。 (5) 友だちとの関わりや一緒に遊ぶ経験を通して、自分の思いや人の気持ちに気づき、互いに思いやる心を育む保育を心がけます。 (6) 保護者との信頼関係を築きながら、子育てに喜びや楽しみを感じられるよう支援していきます。 (7) 地域に向けて、保育の専門性を活かした情報を発信し、交流を持つと共に、地域からの支援も受けて繋がりを広げていきます。 <園目標> - 心も身体も健康で元気なこども - 自分を大切にし、人を大切に出来るこども - 意欲をもって友だちと遊べるこども - 自分の気持ちや考えを言葉で表現し、人の話が聞けるこども

(2) 現在の運営状況

開 園 日	月曜日から土曜日まで （休園日：日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで）						
保 育 時 間	標準時間 午前7時15分 から 午後6時15分 まで （最長11時間/日）						
	短 時 間 午前9時 から 午後5時 まで （最長 8時間/日）						
延長保育時間（※1）	午後6時15分 から 午後8時15分 まで						
認 可 定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
保 育 定 員(※2)	18(18)	22 (22)	22 (22)	24 (23)	24(21)	24 (23)	134 (130)
月ぎめ延長保育(※2)	2(0)	5 (1)	6(0)	15 (10)			28 (11)
スポット延長保育(※2)	3			5			8
調 理 業 務	☒ 自園調理 （ ☒ 自園 ☐ 委託事業者 ） ☐ 外部搬入						
附 帯 業 務	☒ 延長保育 ☒ 障がい児保育 ☒ 乳児保育 ☒ 緊急一時保育						
	☒ 休日保育 ☒ 地域支援事業 ☒ 年末保育						

※1 延長保育料金は区が徴収します。

※2 認可定員は現在の定員となり、周辺の保育需要等の観点から、今後定員の縮減を図る場合があります。なお、カッコ内は、直近の利用状況です。

(3) 委託内容（委託要件）

① 準備委託業務

期 間	契約締結日 から 令和8年3月31日まで
経 費	【委託経費】 19,000千円程度 【対象期間】 令和8年1月5日から令和8年3月31日まで 【対象経費】 引継ぎに要する人件費、事務管理費等 ※1 この金額は、事業規模を示す参考金額であり、契約時の予定額を示すものではない。 ※2 委託経費の期間に関わらず、必要な引継ぎについては、事業者決定後より順次開始すること。
委 託 内 容 (別紙1のとおり)	準備委託期間の引継ぎ事項は次のとおりとする。 <u>なお、引継ぎ期間中の控室は、事業者で確保することとする。</u> (保育園内でのスペース確保はできません。) (1) 職員の育成 • 保育所の運営に従事する職員の確保を行うとともに、採用職員又は採用予定職員に対し、必要な研修カリキュラムを行うこと。 • 当該園での活動内容を研修カリキュラムに盛り込み、現在の職員、入所児童及び保護者との十分なコミュニケーションを図る機会を設けること。 (2) 保護者等への引継ぎに関する情報提供 • 区主催の保護者向け説明会に参加し、引継ぎや職員の採用状況について報告する他、必要に応じて要望等を聞く機会を設けること。 (3) 引継ぎ業務 • 施設、備品、用品等の状況を事前に十分に把握し、引継ぎを行うこと。 • 行事への参加や業務委託に向けた準備会議の実施等、必要な準備を行うこと。 • 保育所運営業務の開始までに、必要な名簿、台帳等の整備を行うこと。 • 入所が内定した児童及びその保護者の希望に応じて親子面談を行うこと。 (4) その他 (1)～(3)に掲げる業務のほか、委託者は保育所運営業務を円滑に実施するために必要な業務を指示することができるものとする。

② 保育園運営業務

委 託 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※1 委託期間満了後は、運営状況に応じて再契約します。
委 託 料	【委 託 料】 265,000 千円程度 【対象経費】 本事業の運営経費（人件費、事業費、事務費） ※2 この金額は、令和 7 年度公定価格を用いた事業規模を示す参考金額であり、契約時の予定額を示すものではない。各年度の予算の範囲内で措置する。
運営管理基準	保育所の保育事業に関しては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）、東京都保育所設備・運営基準解説（令和 5 年 9 月 21 日）等の関係法令等に適合するとともに、東京都の認可保育所指導検査基準を満たすこと。
委 託 内 容	委託業務は、以下を基本とし、事業開始前に区と受託予定者で協議の上、決定する。 (1) 保育業務 ◆ 関係法令、通知などを遵守し、運営法人自らが運営すること。 ◆ 大田区の保育行政を理解し、積極的な協力を努めること。 ◆ 保育内容は「保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号)」を基本とし、子ども本来の発達・育ちを重視・支援する保育を実施すること ◆ 全体的な保育計画、指導計画のもと、こどもの最善の利益を考慮した保育を行うこと。 ◆ 保育内容を引継ぐことを基本とし、保護者の理解と協力を得ながら運営すること。 ◆ 年間行事については、現行の保育内容を継承することを基本とすること。 (2) 調理業務 ◆ 給食の献立は区が作成し、大田区の栄養士の指導に基づき受託者が調理を行う。 ◆ ただし、アレルギー対応献立は、大田区の基準を参考に、個別ケースに合わせて、受託者が作成する。 ◆ 調理業務は、園内調理とすること。 ◆ 給食は、個人の発育状況や摂取状況等に合わせて提供するとともに、アレルギー児の食事・宗教食には十分に配慮すること。 ◆ 食材の調達には、地元業者から行うことを基本とすること。 ◆ 調理業務の委託は、「保育所における調理業務の委託について（厚生労働省発 平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 86 号）」に基づき行うこと。 ◆ 食材については有害な食品添加物や遺伝子組換え品などを使用しないこと。 (3) 付帯業務（詳細は、本要項Ⅲ 1（3）③を参照） ◆ 現在実施されている付帯業務の実施 ◆ 事業者変更に伴い新たに行う付帯業務の実施 (4) 保育所における感染症対策ガイドラインに対応した運営 ◆ 保育所における感染症対策ガイドライン（令和 5 年 5 月一部改正）を参照すること。 (5) その他 ◆ タオル等の日常用品や寝具のカバー類等は継続使用とし、寝具等を買換える場合も、引き続き園が無償で貸し出す等、新たな保護者負担を求めないこと。必要となる場合は、保護者説明会等で事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施すること。

職員配置

最低限必要な職員の配置数は次のとおりとする。(※1)

なお、保育環境の維持向上のため、配置には職員の年齢や経験年数を考慮することとし、保育士と園児の関係に配慮し、年度途中での交代がない配置を基本とすること。

	(※2) 施設長	主任	(※3) 保育士	栄養士	看護師	嘱託医	歯科 嘱託医
常勤	1	—	22	5	1	—	—
非常勤	—	—	—	—	—	1	1

※1 上記の配置数は、東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例施行規則（平成24年3月30日東京都規則第47号）、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（令和7年8月27日付こ成保499・7文科初第1230号）、民間保育所に対する運営費実施要綱（いわゆる、区加算配置分）の他、特別な支援を要する児童の対応として常勤保育士1名を含む。

※2 施設長は、以下の条件をすべて満たす者を配置すること。

(1) 他の施設と兼務しない者（本園の専任とすること。）

(2) 現に保育士資格を有していること。

(3) 令和8年4月時点で30歳以上であること。

(4) 令和8年4月時点で、認可保育所又は幼保連携型認定こども園（2号認定、3号認定の児童に対する保育に従事していた年数に限る。以下同じ。）における常勤保育士として同一施設で1年以上の勤務経験を有し、通算の経験年数が、原則として10年以上あること。

(5) 認可保育所又は幼保連携型認定こども園での施設長又は主任経験を有すること。

※3 常勤保育士は、以下の基準をいずれも満たし、人材派遣や非常勤職員の常勤換算ではなく、常勤の職員として就業規則の適用を受ける者を配置すること。

(1) 当該保育園の専任職員であること。

(2) 保育士資格を有すること（幼稚園免許等の資格は保育士資格としてみなしません）。

(3) 事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいること。

（1年以上の期間の労働契約を結んでいる者は可）

(4) 1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続勤務する者であり、当該事業所において、最も優遇された雇用形態（通常、「正社員」等と呼称されるもの）にあり、当該事業所における最大所定労働時間を設定されている者であること。

(5) 労働基準法施行規則第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該保育所となっていること。

(6) 社会保険の被保険者であること。

備品設備

- 保育用備品、机椅子等の什器類、厨房備品は、既存のものを使用する。
- 使用する保育用消耗品（遊具を含む。）、その他の消耗品は受託者が調達する。
- パソコン類、絵画、その他受託者が独自の判断で必要とするものは受託者が調達する。
- 電動小荷物昇降機、消防設備、受水槽等の設備保守、建物・工作物等の修繕及び光熱水費等の支払等は大田区において行う。

③ 付帯業務

◆ 緊急一時保育

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児のうち、特に緊急を要する者を所定の期間に限り入所させる事業
利用日	(1) 出産の場合 出産予定日を含んだ1か月以内 (2) 出産以外の場合 利用開始月から翌月の月末までとし、最大2か月間
利用時間	午前8時30分 から 午後5時 まで
利用方法	所定の書類とともに保育サービス課に申し込み
対象児童	次の各号のいずれかに該当するで就学前の児童 (1) 父母又はその幼児を保育している近親者に死亡、失踪、離別、出産若しくは疾病があるとき、裁判員等選任の呼び出しがあったとき又は裁判員として裁判に関わる時。 (2) 同居の家族の看護、葬儀又は婚儀があるとき。 (3) 災害等で緊急を要するとき。 (4) その他特別な事情があると緊急一時保育事業の実施者が認めるとき。
利用料	利用児童1人1日につき1,400円
定員	1名 ただし、きょうだい等の場合は2名まで
職員配置	本要項Ⅲ1(3)②職員配置に記載する職員の中で対応する。

◆ 育児応援事業

事業概要	妊産婦及び在宅育児に当たる乳幼児の保護者に対し、保育園での育児体験及び育児相談を実施し、在宅育児への不安を解消することでその養育能力の向上を図り、もって区の子どものよりよい育ちと地域の子育てネットワークの強化に寄与することを目的とする。
利用日	4月及び3月を除く月曜日から金曜日まで
利用時間	午前9時30分 から 午前11時30分 まで
利用方法	希望日の前日までに電話または来園により申し込み
対象者	(1) 妊娠期（母子手帳交付から出産まで）・・・妊婦及び当該胎児の保護者1名 (2) 育児期（出生から満2歳になった後の最初の2月末日まで）・・・当該児童及び保護者
利用料	無料
定員	1日1組 ただし、園の状況により2組程度まで利用できるものとする。
職員配置	通常の保育に支障がないよう、適宜配置すること。

◆休日保育

事業概要	保護者が就労により休日において就学前の児童を家庭で保育できない場合に、大田区内の区立保育園において保育することにより、保護者の子育てと就労を支援し、もって休日に保育の必要性がある乳幼児の福祉の向上を図ることを目的とする。
利用日	(1)日曜日 (2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3)その他、こども未来部長が特別に認める場合
利用時間	午前8時30分 から 午後5時30分 まで
利用方法	保育希望日の2週間前までに電話により申し込み
対象児童	区内の認可保育園、小規模保育所、事業所内保育所（地域枠）を利用している満1歳以上の児童であって、休日に保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)日中、居宅外で労働するとき。 (2)日中、居宅内で日常の家事以外の労働をするとき
利用料	無料
定員	1日あたり10名とする。
職員配置	当日の保育に支障がないよう適宜配置することとし、調理員については、食事及びおやつ の提供に支障がない人数を配置すること。
備考	

◆年末保育

事業概要	保護者が年末に就労等の理由で児童を保育することが困難な場合に、保育園において一時的に保育することで、保護者の年末における就労を支援することを目的とする。 保育内容は、通常保育を基本とし、食事及びおやつを提供する。
利用日	12月29日及び12月30日
利用時間	午前7時30分 から 午後6時30分 まで
利用方法	所定の書類とともに保育サービス課に申し込み
対象児童	区内保育所に入所している満4か月から小学校就学前までの集団保育可能な児童であって、年末に保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1)日中、居宅外で労働するとき。 (2)日中、居宅内で日常の家事以外の労働をするとき
利用料	一人あたり3,000円/日（保育料は区が徴収します。）
定員	1日あたり60名程度
職員配置	当日の保育に支障がないよう適宜配置することとし、調理員については、食事及びおやつ の提供に支障がない人数を配置すること。
備考	令和8年度における本事業実施予定はない。

◆医療的ケアを必要とする児童の保育

事業概要	保護者が就労等の理由で医療的ケアを必要とする児童を保育することが困難な場合に、保育園において保育することで、保護者の就労を支援することを目的とする。
利用日	月曜日から金曜日まで (休園日…日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで)
利用時間	午前7時15分 から 午後6時15分 まで
利用方法	保育サービス課において利用調整した結果、内定した児童
対象児童	下記の医療的ケアを必要とし、保護者が就労等により保育できない児童 (1) 痰の吸引 (2) 吸入（ネブライザーをいう） (3) 経管栄養 (4) 導尿 (5) 酸素管理 (6) 血糖値測定及び薬剤投与 (7) 必要な内服薬・外用薬・座薬の投与 (8) その他区長が実施を認めた医療ケア
利用料	無料
定員	1名
職員配置	保育士は、クラス年齢別の保育士配置基準を満たす人数を配置することとし、看護師は医療的ケアの提供に際して支障がない人数を配置すること。
備考	令和8年度における本事業実施予定はない。

※付帯業務の見積もりにあたっては、令和8年度に実施予定のない以下の事業については除いてください。

◆年末保育

◆医療的ケアを必要とする児童の保育

ただし、審査のため、これらを含めた場合の見積もりも別途提示いただきます。

2 子育てひろば事業

(1) 実施場所等

施 設 名	子育てひろば新蒲田
実 施 場 所	区立新蒲田保育園内 1 階専用スペース
面 積	延床面積 141.21 m ²
付 帯 設 備 等	子育て相談室、利用者用給湯室、オムツ替えスペース、授乳スペース

(2) 現在の運営方針

運 営 方 針	本事業は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家族や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点として、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。
独 自 の 取 組 み	令和4年5月より、0、1歳児の保護者を中心に利用されている。 こどもの発達に合わせた手作り遊具を用意する他、利用者の視点から環境設定を見直し、常に状況に合わせて対応していったことで、定期的な利用者も増えており、子育てに不安がある方の居場所にもなっている。 現在は、関係機関への広報など事業周知を行ってきたが、より多くの方に利用していただくために、更に幅広い周知が必要となっている。 利用者に対しては、利用者の主体性を尊重し、利用者が自らやろうとする力や自分でできるようになるよう支援をしている。

(3) 現在の運営状況

開 所 日	月曜日から金曜日まで (休所日…土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで)
利 用 時 間	午前10時から 午後4時 まで
利 用 方 法	当該園での受付
対 象 児 童	大田区内に在住する0歳から3歳までの児童とその保護者（1日最大20組程度）
利 用 料	無料

(4) 委託内容（委託要件）

① 準備委託業務

期 間	事業者決定日 から 令和 8 年 3 月 31 日まで
経 費	準備委託経費は、新蒲田保育園の準備委託経費に含めることとする。
委 託 内 容 (別紙 1 の と お り)	(1) 職員の育成 ◆ 採用職員又は採用予定職員に対し、必要な研修カリキュラムを行うこと。 ◆ 当ひろばでの活動内容を研修カリキュラムに盛り込み、利用者との十分なコミュニケーションを図る機会を設けること。 ◆ 職員の育成にあたっては、別紙 2 のひろば運営方針や従事者心得を参照すること。 (2) 保護者等への引継ぎに関する情報提供 ◆ 引継ぎ状況や次年度の講習計画や配置予定の職員の紹介等、掲示等で適宜利用者への情報提供を実施すること。 (3) 引継ぎ業務 ◆ 施設、備品、用品等の状況を事前に十分に把握し、引継ぎを行うこと。 ◆ 講習への参加やひろばにおける相談業務について見学実習を行うこと。 ◆ 相談業務に必要な情報収集等を行うこと。 (1) その他 ◆ (1)～(3)に掲げる業務のほか、委託者は保育所運営業務を円滑に実施するために必要な業務を指示することができるものとする。

② 子育てひろば運営業務

委託期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※ 委託期間満了後は、運営状況に応じて再契約します。
委 託 料	【委 託 料】 15,000 千円程度 【対象経費】 本事業の運営経費（人件費、事業費、事務費）
運営管理基準	大田区民間保育所等における地域子育て支援拠点事業実施要綱（令和 7 年 5 月 2 日 7 こ保発第 10351 号）の関係法令等に適合すること。
委 託 業 務	以下の項目を踏まえて、運営を実施すること。 (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 集団的なプログラムはあえて組まずに、日々の遊びや生活を大切にすることにより、子育て親子が安心してゆったり過ごすことができる居場所を提供すること。 (2) 子育て等に関する相談及び援助 子育てに関する知識と経験を有する専任職員による傾聴及び助言を行うこと。 (3) 地域の子育て関連情報の提供 地域の子育て関連情報の収集に努め、情報を必要とする子育て親子に適宜適切に情報提供を行うこと。 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等 月 1 回以上の講習を実施することとし、実施内容は、提案事項とする。 (現在の講習内容は、別紙 2 を参照すること)
職 員 配 置	上記委託業務に対して、適切に対応ができる専任職員を 3 名以上配置すること。 ただし職員は、開所時間中は、常時 2 人を配置すること。 【内訳】 ・子育てひろばの責任者として、保育士資格を有する常勤職員 1 名 ・保育士資格を有する職員 1 名（非常勤でも可） ・子育ての知識と経験を有する職員 1 名（非常勤でも可）
備 品 設 備	◆ 保育用備品、机椅子等の什器類は、既存のものを使用する。 ◆ 使用する保育用消耗品（遊具を含む。）、その他の消耗品は受託者が調達する。 ◆ パソコン類、絵画、その他受託者が独自の判断で必要とするものは受託者が調達する。

Ⅳ 応募手続き

◆ 施設見学

受付期間	令和 7 年 10 月 2 日（木） から 10 月 9 日（木） まで(土日を除く)		
実施日時	令和 7 年 10 月 12 日（日） 時 間：午前の部（午前 10 時から午前 11 時までの間の 1 時間程度） 午後の部（午後 2 時から午後 3 時までの間の 1 時間程度）		
申込方法	下記ロゴフォームよりお申込みください。 https://logoform.jp/form/8BrJ/1242588	申込フォーム 二次元コード	
留意事項	・各社 2名までの参加をお願いいたします。 ・当日の朝は検温をお願いいたします。37.5℃以上の発熱があった場合や、体調不良が見られる場合は、出席をお控えいただくようお願いいたします。		

◆ 質問

受付期間	令和 7 年 10 月 2 日（木） から 10 月 17 日（金） まで		
申込方法	下記ロゴフォームより送信してください。 https://logoform.jp/form/8BrJ/1242194	質問フォーム 二次元コード	

◆ 応募

受付期間	令和 7 年 10 月 2 日（木） から 10 月 22 日（水） まで		
申込方法	別紙 4 に掲げる書類を 2 部（正本 1 部／副本 1 部）用意し、 持参 すること。 ※提出の際には、事前に電話にて来庁予約を行うこと。 （受付時間：平日 午前 9 時から午後 5 時まで）		
応募資格	(1) 法人格を有していること (2) 大田区内において既に認可保育所を運営していること。或いは、法人本社（又は営業所）又は法人本部が、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県にあり、かつ同地区において認可保育所、または幼保連携型認定こども園の 3年以上 連続した運営実績を有していること。 (3) 子育てひろば事業を実施していること。 (4) 直近 3 年以上連続して損失を計上していないこと (5) 直近 2 年間の会計期間中、いずれの年度も債務超過になっていないこと (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと (7) 大田区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱に規定する指名停止要件に該当しないこと (8) 法人税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと (10) 大田区契約関係暴力団等排除措置要綱に掲げる除外措置要件に該当していないこと (11) 児童福祉法第 59 条第 1 項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがない (12) 児童福祉法第 59 条第 5 項に基づく事業停止等の命令を受けたことがない		

◆ その他

- (1) 第一次審査通過後には原則として辞退できないものとする。
- (2) 申込みをもって、募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。
- (3) 提出書類の内容の変更又は追加は、区が必要と認める場合を除き禁ずる。
- (4) プロポーザルに必要な費用は応募事業者の負担とする。
- (5) 以下の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。
 - ◆ 応募資格を満たさなくなった場合
 - ◆ 応募書類に虚偽の記載又は記載内容に重大な誤りがあった場合
 - ◆ 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
 - ◆ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
 - ◆ 社会的信用を損なう行為等により、事業者としてふさわしくないと認められる場合
 - ◆ その他不正行為があった場合

V 選定方法

選定は、外部の有識者を含む大田区立保育園運営事業者選定委員会において行い、第一次と第二次の評価点を合計したうえ、総合点の高い順に事業者を選定する。

なお、総合得点が一定基準を越えていることを選定の条件とする。

項目	内容	予定時期
要件審査 (財務審査)	保育事業を行う法人として、継続的に事業を行うことができる経済基盤を有しているかの審査として、直近3か年の決算資料の審査に基づき、3段階評価を行う。 評価が1の応募事業者については欠格とする。	令和7年10月
第一次審査 (書類審査)	要件審査を通過した応募事業者の提案内容を審査し、評価点の高い3事業者を通過とする。	令和7年11月
保護者向け プレゼンテーション	在園児の保護者を対象にプレゼンテーションを行う。	令和7年11月
第二次審査	実地調査 現在運営している施設の実地調査を行う。 訪問する施設は、応募書類のうち第8号様式「施設調査書」で提出された施設とする。 ※ 当日は、選定委員会の審査書類として、園内の様子の写真撮影を行います。	令和7年11月
	ヒアリング審査 運営提案書に基づくプレゼンテーション及びそれに対するヒアリング審査を行う。	令和7年12月

【提出・問合せ先】

窓口：大田区こども未来部保育サービス課保育サービス基盤担当

住所：〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話番号：03（5744）1277

FAX：03（5744）1715

E-mail：kod-kiban@city.ota.tokyo.jp